

2023 December

12

No.886

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>



佐賀県社会保険協会

検索



■吉野ヶ里町（吉野ヶ里 光の響）

写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- ・厚生労働省からのお知らせ「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします 2～3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「医療費のお知らせ」をお送りします 4
- ・かかりつけ医を持ちましょう！ 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・従業員の方向け 特別講習会のご案内 6
- ・「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」講習会のお知らせ 7
- ・年金相談窓口開設カレンダー等 8
- ・県内年金事務所お問合わせ電話番号等 8

職場内で回覧しましょう

厚生労働省からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が
「年収の壁」を意識せず
に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※)・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能と
なる仕組みを作ります。

▶ この他に、「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は3ページをご覧ください。
また、具体的な内容などは、今後所要の手続きを経た上で、公表していく予定です。



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要 件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

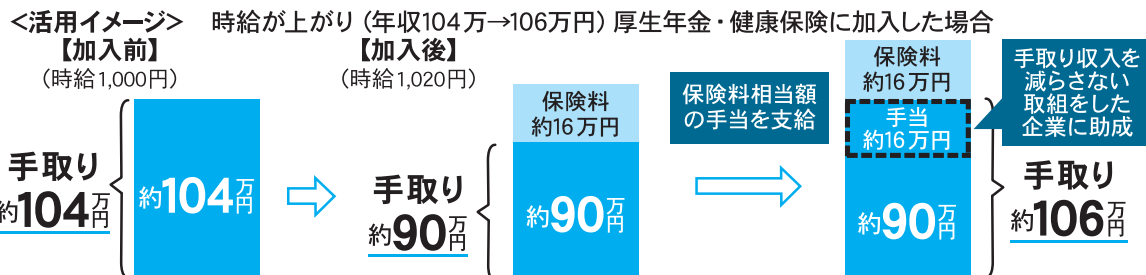
週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

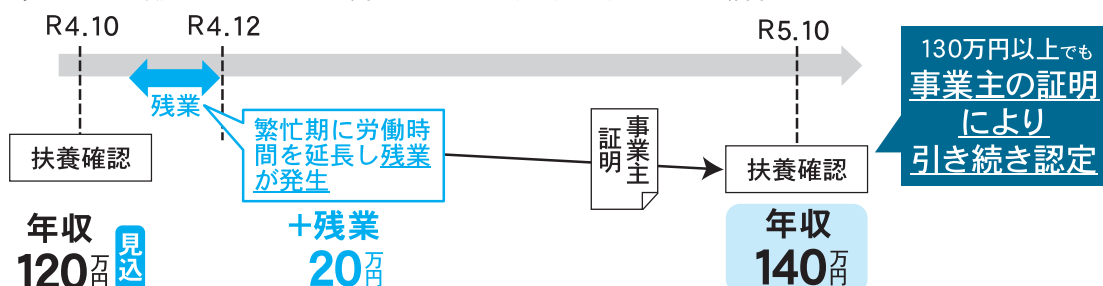
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年12月分保険料の納付期限は令和6年1月31日(水)です。

「医療費のお知らせ」をお送りします

健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、年に1回「医療費のお知らせ」を送付しております。

送付時期 ……令和6年1月中旬～下旬に事業主様あてに順次送付

送付対象 ……協会けんぽ加入者の皆様(被保険者および被扶養者)



事業主の皆様へ

「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています。

- 被保険者の皆様に開封せずにお渡しください。
- すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが、一緒にお送りする返信用封筒にて当協会へご返送をお願いいたします。

被保険者の皆様へ

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付することで、

「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

- 今回送付分には、令和5年1月分から8月分の医療費等が記載※されています。
- 記載されていない令和5年9月分から12月分の医療費等については、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成する必要があります(医療費控除の明細書については、国税庁のホームページをご覧ください)

※特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合等については、記載されていない場合があります。

医療費について	確定申告(医療費控除)の添付書類
今回記載されている医療費 (主に令和5年1月分～8月分)	「医療費のお知らせ」を添付
今回記載されていない医療費 (主に令和5年9月分～12月分)	「医療費控除の明細書」を添付 (医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で作成)

医療費のお知らせに関するお問い合わせ先

協会けんぽ佐賀支部レセプトグループ ☎ 0952-27-0611 音声ガイダンス②

※確定申告については管轄の税務署までお問い合わせください



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

かかりつけ医を持ちましょう!

かかりつけ医とは

日常的な病気の診療や健康相談などができるうえ、必要な時には、専門医を紹介してくれる身近で頼れるお医者さんのこと



かかりつけ医のココが頼りになる!

① 患者の状態に応じた診療

継続的に受診することで、病状や病歴、体質などを踏まえた診療を受けることができます。

② 病気の早期発見・早期治療

日頃の状態をよく知っているため、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の早期発見・早期治療が可能になります。

③ 専門の医師・医療機関を紹介

詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、専門の医師や医療機関を紹介してもらえるので安心です。

大病院を紹介状なしでいきなり受診すると、一部負担金(3割負担等)とは別に「特別の料金」が発生します

「特別の料金」の対象となる病院

特定機能病院、一般病床200床以上の地域医療支援病院、一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関

**医科「特別の料金※」 初診時 7,000円以上
再診時 3,000円以上(受診の都度)**

※初診時:他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者

再診時:病院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者

※救急の患者など「特別の料金」の対象とならない場合もあります。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- まずは、かかりつけ医を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診をお願いいたします。

自動音声案内を導入しました

代表番号にお電話いただいた後、お客様のご用件に応じて番号を押すと、担当グループに繋がります。

0952-27-0611(代表)

8:30~17:15

※土日祝と年末年始を除く

①保険証や各種給付金のご相談、申請書のご用命

②療養の給付の不支給・交通事故・レセプトについてのご相談

③健康診断・保健指導についてのご相談

④その他のご相談

:①業務グループ

:②レセプトグループ

:③保健グループ

:④企画総務グループ



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



令和5年度 従業員の方へ 特別講習会のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整、および失業保険や退職後の健康保険の選択について学びます。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和6年1月14日(日)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
唐津会場	令和6年2月 4日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	令和6年2月18日(日)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）
武雄会場	令和6年2月25日(日)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶13:40開始 ▶16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 事業所にお勧めの従業員の方 ※特に50代以上の方にお勧めします！

参加費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和5年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

Q 检索

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



FAX・郵送による
お申込みは
こちらから

従業員の方へ 特別講習会 参加申込書

整 理 番 号		 宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄) 会 場 令和 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この特別講習会以外の目的には使用いたしません。

令和6年 1～2月開催

従業員の方向け特別講習会のお知らせ

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

50代以上の方、必見のテキストによる講習会です！

従業員の皆様、これからの生活設計を ちょっと考えてみませんか？

年金は何歳から
どれくらい
貰えるんだろう？

定年後も契約社員
として働きたいけど、
年金はどうなるの？

定年で退職したら
保険はどうなるの？
失業保険は
もらえるの？



ご夫婦での
参加も
大歓迎です！

昨年度参加された方のご感想

- 来年度60歳になり退職となるが、これまで年金についてはあまり興味がなく、実際理解できないことも多い。個々人の働き方、年金の種類によって違うことがよく分かった。
- 具体的に話をしてもらえて、資料と見比べながら理解しやすかった。
- 自分の年金がどうなるのか知りたかったので、どうなるのかすっきりした。



開催場所・日程は6ページをご覧ください、「参加申込書」によりお申し込みください。

令和6年1月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 年金事務所 延長相談 19時まで	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8	9 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30	31			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

お問い合わせ先

県内の年金事務所のお電話は、自動音声でご案内します。
音声ガイダンスの内容は下記の通りです。

佐賀年金事務所

TEL **0952-31-4191**

唐津年金事務所

TEL **0955-72-5161**

武雄年金事務所

TEL **0954-23-0121**

自動音声案内に従って番号を押してください

1	年金の請求やお受け取りに関するご相談	1	一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつながります
		2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつながります
2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1	国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつながります
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1	健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつながります
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談			「厚生年金徴収課」へおつながります
5	その他のご用件とき			
0	もう一度メッセージをお聞きになるとき			

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。